す同種工事の施工実績を有すること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)(新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。)ただし、ア）～エ)は同一工事とする。

ア）道路橋（A活荷重以上)又は鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。

イ）橋梁形式がトラス橋、アーチ系橋梁、斜張橋、吊り橋のいずれかの鋼橋であること。

ウ）最大支間長が55m以上であること。

エ）架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

ただし、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。

また、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて(回答)」(昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「県道坂本人吉線災害復旧坂本橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品等の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年12月９日

沖縄総合事務局総務部長　水本　圭祐

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 借上等特定役務及び数量　令和５年度沖縄総合事務局基幹ＬＡＮシステムの更改及び賃貸借・保守業務

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　令和５年１月10日17時00分（郵送の場合は必着のこと。)

⑵ 提出先　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号那覇第２地方合同庁舎２号館７階　沖縄総合事務局総務部情報システム管理課　電話098―866―0050（直通）

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　令和４年12月９日から令和５年１月10日まで

⑵ 交付場所　沖縄総合事務局総務部会計課支出負担行為第一係　知念　電話098―866―0031㈹内線81338　ＦＡＸ098―860―1025

4　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵ Nature and quantity of the products to be leased : Renewal, lease, and maintenance of the Okinawa General Secretariat's core LAN system／maintenance for Okinawa General Bureau, Full set.

⑶ Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, January 10, 2023

⑷ Contact point for the notice : Information System Management Division, General Affairs Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2―1―1, Omoromachi, Naha-city, Okinawa-ken 900―0006 Japan, TEL 098―866―0050

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年12月９日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房会計課長　飯田　博文

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 購入等特定役務及び数量

令和５年度石綿健康被害判定業務システム運用・保守業務　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　令和４年12月28日17時

郵送の場合は必着のこと。持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時から13時は除く）とする。

⑵ 提出先　〒100―8975 東京都千代田区霞が関１－２－２（中央合同庁舎第５号館24階）

環境省大臣官房会計課契約第二係　電話03―3581―3351

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　令和４年12月９日から令和４年12月28日まで。

⑵ 交付場所　環境省ホームページの「調達情報」＞「入札等情報」＞請負業務「意見招請に関する公示等一覧」より必要な件名を選択し、「意見招請に関する公示」の下段に仕様書案のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

4　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵ Nature and quantity of the services to be required : "Operationing and maintenancing ICT to operate Asbestos-Related Health Damage Relief System", 1 set

⑶ Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 28 December, 2022

⑷ Comtact point for the notice : Contract Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of the Environment, Government of Japan Central Government Building No. 5, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8975 Japan TEL 03―3581―3351

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年12月９日

国立研究開発法人

国立国際医療研究センター理事長

國土　典宏